

国立大学法人奈良国立大学機構監事の選考基準等について

令和3年11月24日
監事候補者選考会議決定

国立大学法人奈良国立大学機構監事候補者選考について第5条に基づき、監事に求める役割及び人材像等の選考基準を次のとおり定める。

1. 求める役割

(1) 社会的責任

監事は、法人の業務の監査を行う。監事は、国民の負託を受けた独立の機関として国立大学法人の健全な発展に資するため、監事監査の有効性、妥当性の向上に努めなければならない。また、社会環境の急激な変化のなか、グローバル人材の育成、イノベーションの創出、地域再生等、国立大学法人に対する社会からの期待の高まりは大きく、国立大学法人はその社会的要請に応えることが求められており、監事の職責についても、その社会的責任の一端を担うことが求められる。

(2) 具体的監査事項

- ① 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- ② 中期計画の実施状況
- ③ 予算の執行及び資金運用の状況並びに予算の状況
- ④ 物品及び不動産の管理状況
- ⑤ 人件費の状況

(3) 監事の権限

- ① 業務運営の状況を把握するため、役員会、その他重要事項を審議する会議に出席し、意見を述べるができる。
- ② 業務運営に関する重要な文書を閲覧し、理事長、理事、及び教職員に説明又は資料の提供を求めることができる。
- ③ 重要な財産の取得、処分及び管理の状況について調査し、理事長、理事及び教職員に説明を求めることができる。
- ④ 関係者に対し必要な説明又は資料の提供を求めることができる。
- ⑤ 監査の結果に基づき、必要があると認められるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(4) 監事の責任

- ① 監査報告を作成しなければならない。
- ② 国立大学法人が法令に定めるところにより文部科学大臣に提出する書類を調査しなければならない。
- ③ 役員（監事を除く。）に不正・法令違反行為・著しく不当な事実があると認めるとき、若しくはそのおそれがあると認められるときは、理事長（当該役員が理事長である場合にあつては、理事長及び理事長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。また、役員、会計監査人から、不正行為、若しくはそのおそれがあると報告を受け、必要と認めるときは、理事長に報告するとともに、文部科学大臣に報告するものとする。
- ④ 監事は、その任務を怠ったときは、国立大学法人等に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、文部科学大臣の承認が無ければ免除されない。

2. 求める人材像

監事監査の目的は、業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を図るものであると同時に、国立大学法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

また、国立大学法人法の改正により、大学のガバナンス体制の確立及び学長（理事長）のリーダーシップの強化が図られ、学長（理事長）の業務執行をチェックする監査機能の強化が行われたことから、国立大学法人の監事監査においては、理事長及び理事による法人運営が適正なものとなるよう、学長（理事長）の業務執行に対する監査機能の重要性が高まっている。

このことから、国立大学法人奈良国立大学機構の監事として、業務を円滑に遂行していくため、監事候補者を選考するにあたり、以下の資質、経験等を重視する。

常勤監事

- ① 理事長、理事及び教職員等と意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、他の監事と情報を共有のうえ、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。
- ⑤ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験や専門的知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。
- ⑥ 教育、研究、その他大学における業務の特性や大学の社会的使命について理解を有し、その健全な発展に向けて建設的な対話と提言を行うことができること。

非常勤監事

- ① 理事長、理事及び教職員等と意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、他の監事と情報を共有のうえ、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。
- ⑤ 財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、財務や決算に関する専門的知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。